

名古屋市

みどりの年報

2018年

名古屋市緑政土木局

2018年

目 次

第1 はじめに …………… 1	(5) 保存樹等の指定
1 緑のまちづくり条例	(6) 風致地区
2 名古屋市の緑の現況	(7) 生産緑地地区
(1) 緑被率	
(2) 緑視率	
3 なごや緑の基本計画 2020	
(1) あらまし	
(2) 計画の体系	
4 名古屋市緑の審議会	
(1) あらまし	
(2) 設置年月日	
(3) 審議事項	
(4) 審議会委員	
(5) 開催状況	
(6) これまでの審議事項	
第2 公園事業	
1 都市公園の現況…………… 11	
(1) 都市公園	
(2) 主な都市公園	
(3) 国有地の無償貸付	
2 公園整備…………… 18	
(1) 整備の方針	
(2) 整備の現況	
3 公園の管理…………… 22	
(1) あらまし	
(2) 維持管理	
(3) 行政管理	
(4) 財産管理	
4 公共用地の測量…………… 27	
(1) あらまし	
(2) 用地測量	
(3) 公園区域線明示測量	
(4) 都市公園台帳の調製に伴う測量	
(5) 管理引継に伴う測量	
第3 緑の保全	
1 緑の保全…………… 28	
(1) あらまし	
(2) 特別緑地保全地区	
(3) 市民緑地	
(4) 緑化木公園	
(5) 保存樹等の指定	
(6) 風致地区	
(7) 生産緑地地区	
第4 緑の創出	
1 道路緑化…………… 30	
(1) あらまし	
(2) 街路樹	
(3) 街園	
(4) 添景施設の整備	
(5) 維持管理	
2 緑道の整備…………… 32	
(1) あらまし	
(2) 緑道整備状況	
(3) 市民緑地(市民緑地設置管理計画の 認定制度)	
3 緑化の推進…………… 33	
(1) あらまし	
(2) 緑と花の景観地域	
(3) 緑地協定・緑と花の協定	
(4) 緑化地域制度	
(5) 名古屋市民有地緑化助成事業(みどりの 補助金)	
4 緑化の普及・指導…………… 36	
(1) あらまし	
(2) みどりの月間・都市緑化月間の行事	
(3) 花いっぱい運動	
(4) フラワー・ブラボー・コンクール(FBC)	
(5) 緑の募金	
(6) 名古屋緑化基金	
第5 市民等との協働	
1 市民等との協働…………… 37	
(1) あらまし	
(2) 公園愛護会	
(3) 街路樹愛護会	
(4) 公園及び街路樹特定愛護会	
(5) 活動承認団体・緑のパートナー	
(6) ふれあい“ます”花壇	
(7) なごや東山の森づくり	
(8) なごや西の森づくり	
(9) 荒池なごやかファームの整備	

第6 名古屋市の主な公園・施設の案内

【直営施設】

- 1 東山動植物園(東山公園) …… 40
- 2 名古屋城(名城公園) …… 42
- 3 農業センター …… 44

【指定管理施設】

- 1 東山スカイタワー(東山公園) …… 46
- 2 東山公園テニスセンター
(東山公園) …… 48
- 3 徳川園 …… 50
- 4 名城公園(北園) …… 52
- 5 庄内緑地 …… 54
- 6 中村公園 …… 56
- 7 久屋大通庭園(久屋大通公園) …… 58
- 8 オアシス21(久屋大通公園) …… 60
- 9 鶴舞公園 …… 62
- 10 瑞穂運動場(瑞穂公園) …… 64
- 11 白鳥庭園(白鳥公園) …… 66
- 12 日光川公園プール(日光川公園) …… 68
- 13 荒子川公園 …… 70
- 14 戸田川緑地 …… 72
- 15 農業文化園 …… 74
- 16 野鳥観察館(稲永公園) …… 76
- 17 東谷山フルーツパーク …… 78
- 18 みどりが丘公園 …… 80

第7 有料公園施設

- 1 概要 …… 82
- 2 運動施設一覧 …… 83
- 3 テニスコート …… 84
- 4 野球場 …… 86
- 5 その他陸上競技場等 …… 88
- 6 有料駐車場 …… 90
- 7 デイキャンプ広場 …… 94
- 8 こどもキャンプ広場 …… 94
- 9 分区園 …… 95
- 10 その他(茶室等) …… 95

第8 統計データ

- 1 公園面積等
 - ・名古屋市内都市公園面積等の推移 …… 96
 - ・区別・種別都市公園面積一覧表 …… 98
 - ・主要都市公園面積等比較表 …… 100

- ・都市計画公園・緑地一覧表 …… 101
- ・都市計画事業施行中の公園・緑地 …… 102
- ・街区公園適正配置促進事業 …… 103
- ・街区公園適正配置促進学区 …… 103

2 公園施設

- ・児童球戯場・スポーツ
レクリエーション広場一覧 …… 104
- ・ジョギングコース・
サイクリングコース一覧 …… 106
- ・健康増進コーナー …… 107
- ・健康散策園路 …… 107
- ・遊具等施設 …… 108
- ・彫刻 …… 110
- ・水景施設 …… 114
- ・花の名所 …… 118
- ・花の名所公園 …… 119
- ・学校公園 …… 120
- ・ユニーク公園 …… 120
- ・みんなのアイデア公園 …… 121
- ・子育て支援公園 …… 121
- ・香りの園 …… 122
- ・時計 …… 123
- ・野外ステージ・展望台 …… 123
- ・河川敷緑地 …… 124

3 緑地の保全

- ・特別緑地保全地区 …… 126
- ・市民緑地・緑化木公園 …… 127
- ・保存樹・保存樹木・保存樹林 …… 128
- ・風致地区・生産緑地地区 …… 129

4 道路緑化

- ・街路樹総括表 …… 130
- ・街路樹一覧表
(並木、歩道の中木) …… 132
(歩道の低木) …… 134
(中央分離帯の高木・中木) …… 136
(中央分離帯の低木) …… 138
- ・行政区別街路樹量 …… 140
- ・地被植栽・特色ある並木道 …… 141
- ・添景施設 …… 142
- ・街園 …… 144

5	緑道	
	・緑道整備状況一覧表(指定外路線・都市公園としての緑道) ……	147
	(指定路線) ……	148
6	緑化の推進	
	・緑地協定・緑と花の協定 ……	150
	・緑化地域制度 ……	151
	・緑化施設整備計画認定実績 ……	151
7	市民等との協働	
	・公園愛護会 ……	152
	・街路樹愛護会 ……	153
	・活動承認団体・緑のパートナー ……	154
	・ふれあい“ます”花壇 ……	155
8	その他	
	・公園適正利用指導等 ……	156
	・市の木・市の花、区の木・区の花 ……	157
第9	名古屋市の公園緑地行政のあゆみ	
	……	158

第1 はじめに

名古屋市では昭和52年、新しい世紀を展望した市政の指導理念である「名古屋市基本構想」を定め、まちづくりにおけるみどりの重要性を打ち出し、さらには名古屋市会において昭和53年に「緑化都市宣言」を決議し、みどりあふれる緑化都市の実現に努めてきた。

しかしながら、市街地の拡大に伴い、都市と自然のバランスが崩れ、清らかな水や空気、木々の緑など人々の心をなごませる美しい自然は市民生活から遠くなりつつある。

このような状況の中で、都市の中に緑を確保することは、大気の浄化、都市気温の緩和安定など生活環境の向上に大きな役割を果たすといわれている。また、公園緑地などの緑の空間は、自然の緑とのふれあいの場として市民生活にうるおいと安らぎを与えるとともに、幼児から老人にいたるまでのレクリエーションの場として活用することができる。さらに、災害時には避難場所としての機能をはたす重要な都市施設である。

名古屋市基本構想（昭和52年12月20日議決） （抜すい）

（自然環境の保全と緑化）

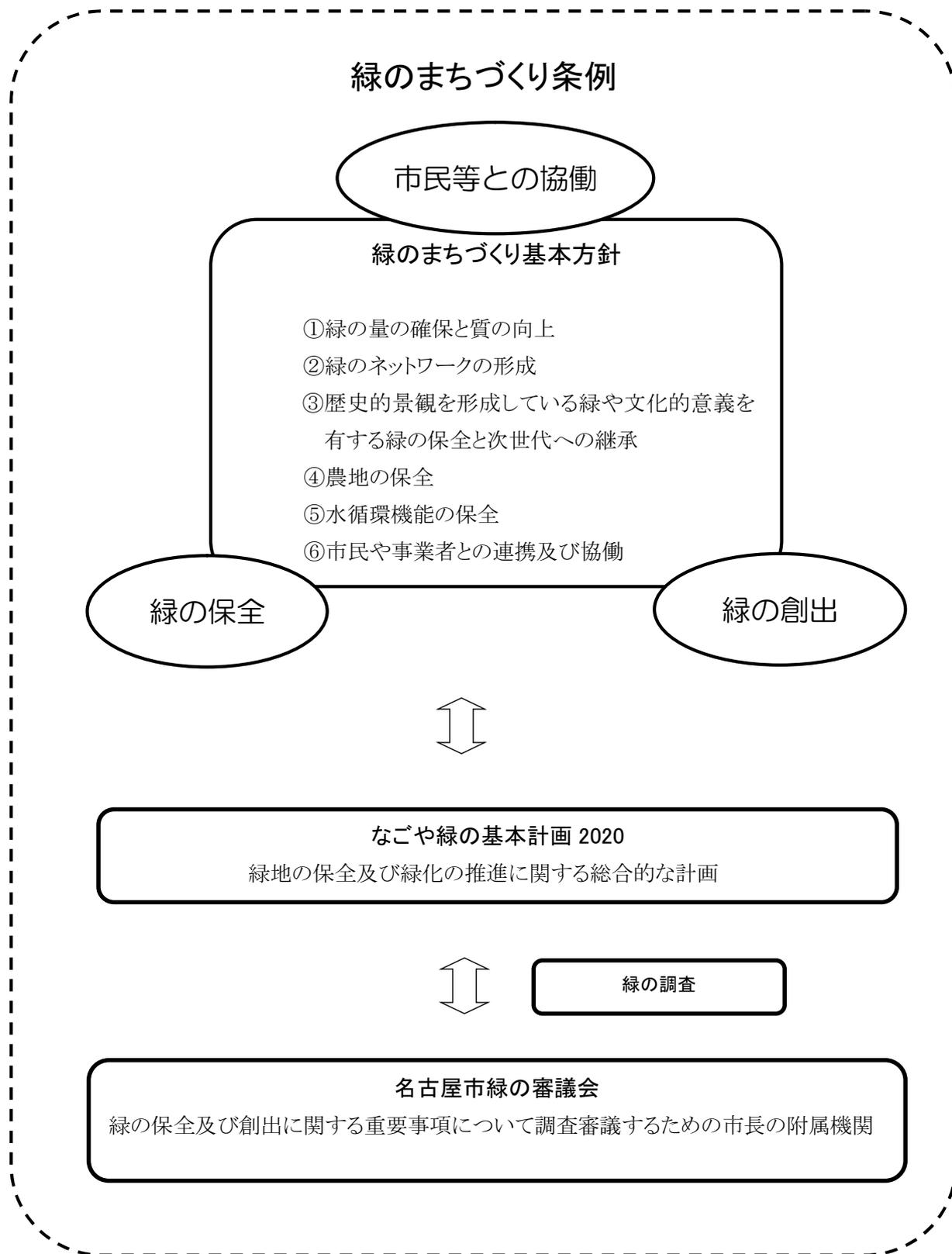
残された自然環境の保全と新しい緑の造成につとめ、「白いまち名古屋」のイメージを返上して、美しい市街地の実現をめざす。そのため、市民ひとりひとりが自然を愛し、緑を育てる市民意識の向上につとめる。

市は、市民とともに、市内に残る樹林地・河川・池沼などの保全につとめる。また、農地を生産的な緑地として位置づけ、市街地の進展との調和をはかりながら保全する。

さらに、公園・河川敷などの緑の空間を拡充整備するとともに、道路・学校・住宅・事務所・工場の緑化、新しい緑道の設置などをすすめ、緑あふれるまちづくりをめざす。

1 緑のまちづくり条例

緑の保全や創出についての基本的な事項を定め、緑のまちづくり施策を総合的かつ計画的に進めることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で快適な生活を確保することをめざしている。



2 名古屋市の緑の現況

本市の緑の現況や推移を把握し、緑のまちづくり施策等の基礎資料とすることを目的として、平成2年度から5年毎にこれまで6回の調査を実施している。

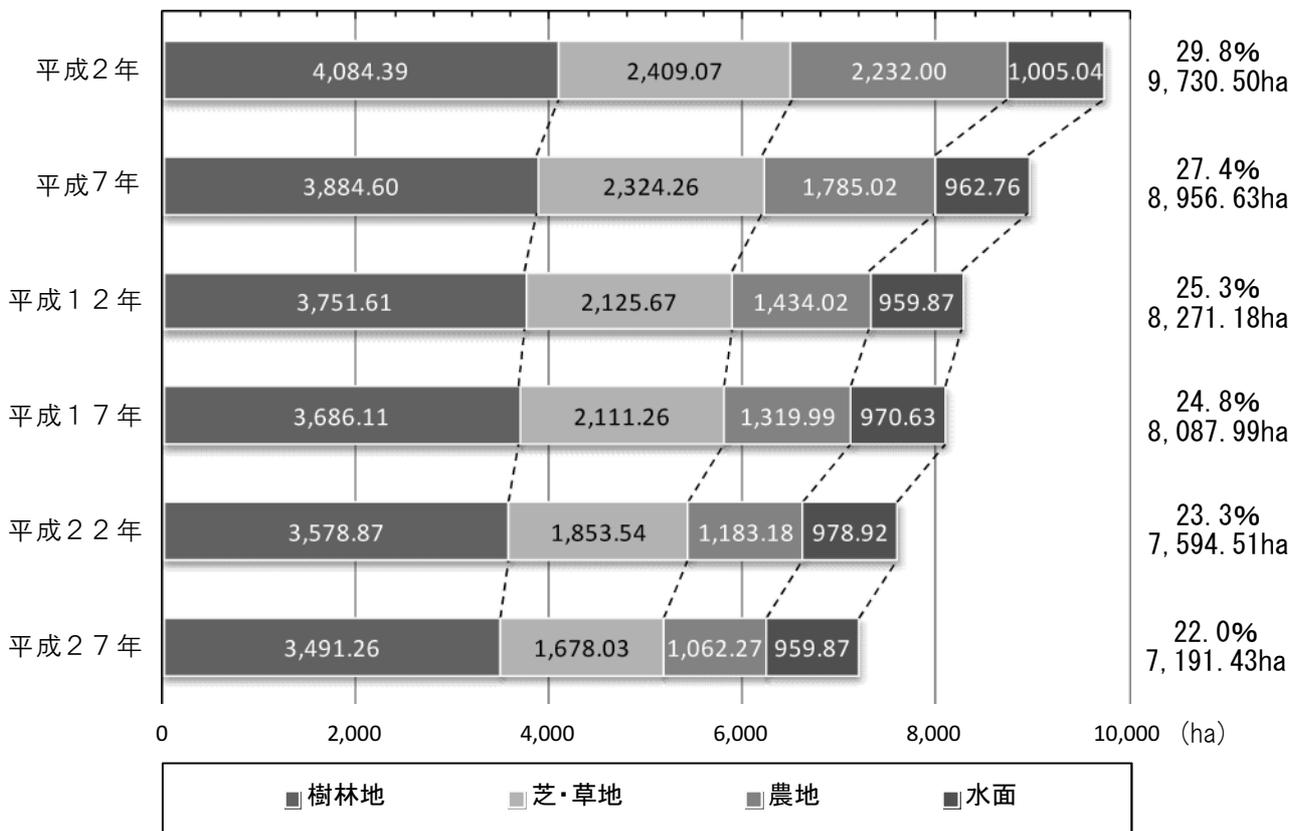
平成27年度は、これまで実施してきた緑被率調査に加えて、市民が生活のなかで目にする緑の量を表す緑視率の調査も新たに実施した。

(1) 緑被率

緑被率とは、緑の面積が市域面積に占める割合をいい、本市では、樹林地、芝・草地、農地、水面を緑の対象としている。

平成22年度の調査までは、航空写真を使用したデジタルマッピング手法で計測してきたが、平成27年度の調査では衛星画像を使用した画像解析等により計測を行った。

緑被率の推移



(2) 緑視率

緑視率とは、人の視界に占める「緑の面積」の割合であり、市民が目にする緑の量を示すことができる指標である。緑被率では把握できない壁面緑化等の立体的な緑を評価することができ、市民に緑の現況をわかりやすく伝え、緑に対する満足度を向上させることを目的としている。

緑視率は、撮影した画像内に占める枝葉や幹、花、実などの植物体を着色し、その割合から算出する。平成 27 年度は、歩道、交差点、駅前、拠点施設における合計 251 箇所を測定を行った。

また、緑視率の観点から緑の量及び質（緑化手法）の違いが心理的効果にどのように関係するかを探るため、平成 27 年度と 28 年度にアンケート調査を行った。

これらの結果より、「樹木を主な緑として、壁面緑化も活用しながら緑視率を確保したうえで、草花等の緑により彩りを加える」ことで、まちの魅力を高めることができると考えられることから、平成 29 年度には「まちの魅力を高める緑」として、そのイメージを公表した。

平成 27 年度 測定場所

歩道	歩行者の視点から、市内 16 区の主要な幹線道路における歩道を測定 歩道：久屋大通始め 16 路線 210 箇所
交差点	歩行者の視点から、市内 16 区の主要な幹線道路における交差点を測定 交差点：栄交差点始め 14 箇所
駅前	通勤や通学、買い物など駅利用者の視点から、広場空間を持った主要な駅を測定 金山総合駅始め 6 箇所
拠点施設	観光施設、公共施設等の来訪者の視点から、市内の拠点となる施設を測定 名古屋市役所始め 21 箇所

平成 27 年度 緑視率一覧

歩道	緑視率 (%)	交差点	緑視率 (%)	拠点施設	緑視率 (%)
東山通	14.3	城見通 2	24.0	千種区役所	22.3
広小路通	15.8	桜通大津	67.0	東区役所	8.4
桜通	15.6	久屋橋・久屋橋西	22.8	北区役所	1.2
若宮大通	20.3	桜通久屋東・桜通久屋西	25.5	西区役所	2.0
久屋大通	28.1	笹島	20.3	中村区役所	1.1
大津通	18.5	納屋橋東・納屋橋西	7.7	中区役所	1.7
名古屋環状線（西区）	8.3	広小路伏見	43.6	昭和区役所	8.8
名古屋環状線（昭和区）	10.3	栄	22.3	瑞穂区役所	8.8
名古屋環状線（瑞穂区）	11.4	広小路久屋東・広小路久屋西	25.9	熱田区役所	0.0
江川線	11.0	東新町	49.3	中川区役所	14.7
名古屋環状線（中川区）	13.9	下広井町	10.5	港区役所	17.6
名古屋環状線（港区）	9.7	矢場町	17.8	南区役所	14.9
名古屋環状線（南区）	14.3	若宮大通久屋	37.4	守山区役所	15.1
県道名古屋多治見線	10.4	中道	6.7	緑区役所	4.0
名古屋第二環状線	7.5	駅前		名東区役所	0.9
県道阿野名古屋線	11.1	名古屋駅（桜通口）ローター	30.8	天白区役所	22.0
		名古屋駅（桜通口）	4.7	名古屋市役所	16.9
		地下鉄栄駅	24.1	東山動植物園	6.2
		金山総合駅（南口）	4.3	名古屋城	4.2
		J R 千種駅	61.6	名古屋テレビ塔	10.1
		J R 鶴舞駅	28.8	熱田神宮	59.4

歩道は複数箇所の測定地点で計測した平均値を示す

※緑視率の数値は測定場所ごとに複数箇所撮影した値の平均値を示す

アンケート調査結果から分かった緑の量及び質と心理的効果の関係

緑の量	<ul style="list-style-type: none"> ・緑量の増加とともに、「自然的」、「潤い」、「安らぎ」の効果が高まる ・緑視率が14%を超えると、緑が多いと感じる人の割合が高くなる
緑の質	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木による緑化は、都市において自然的イメージを与え、快適さや安らぎ、風景との調和を高める ・草花による緑化は、華やかさやセンス、開放感等、緑に対する満足度を効果的に高めることができる ・壁面緑化による緑化は、涼しさや潤いを与える効果があるが、緑に対する満足度を高めるためには、華やかさを加えるほか、圧迫感を抑えるなど、適切な管理が必要

まちの魅力を高める緑のイメージ（緑視率19.7%）



※道路沿いに高木を1本植栽するだけでも、十分な緑視率を確保できる
 ※草花で彩りを加えると、華やかさが高まる

3 なごや緑の基本計画 2020

(1) あらまし

「なごや緑の基本計画 2020」は、都市緑地法第 4 条の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全から公園緑地の整備、私有地の緑化推進まで、なごやの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものである。

本計画は、平成 13 年 3 月策定の「名古屋市みどりの基本計画 花・水・緑 なごやプラン」を改定したものであり、長期的な施策の一貫性の観点から、同計画を部分的に引継ぎつつ、近年の社会動向や都市の緑を取り巻く制度改正等を踏まえて、当面の目標年次を平成 32 年度（2020 年）として基本的な施策の方針を示している。

また本計画は、「名古屋市基本構想」を受けた名古屋市の緑に関する総合的な計画としても位置づけている。

(2) 計画の体系

名古屋市のめざす緑の都市像

緑と水の豊かな自然共生都市

- ・緑に包まれた健康で快適な暮らしを維持し、緑豊かな地域の環境に誇りと愛着を持つことのできるようなまちをめざす。
- ・すべての市民が自然を身近に感じる、自然と共生する持続可能な都市（自然共生都市）をめざす。

基本方針

みんなで取り組む
緑のまちづくり

市民・事業者と協働で、緑豊かな街並み形成を進め、緑の資産を活かし楽しむための施策を展開

●目標

主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数
・・・延べ 25 万人

人と生き物が快適に
暮らすまちづくり

緑の質の向上と緑のネットワーク形成を図るための施策を展開

●目標

緑被率（市全域）
・・・27%（H32 年度）
市民 1 人当たりの都市公園等の面積
・・・10 m²（H32 年度）

既存の緑を大切にする
まちづくり

快適な暮らしを支える良好な都市環境の形成に向けて、緑を保全・活用する施策を展開

●目標

まとまりのある緑の箇所、面積、農地の面積
・・・減少ペースを抑制し、可能な限り維持する。

リーディングプロジェクト

Project 1

緑に関わる市民を増やす

Project 2

緑と水の回廊をつくる

Project 3

今ある緑を可能な限り保全する

●リーディングプロジェクトの主な取り組み一覧

Project 1 緑に関わる市民を増やす ～やろまい！ 市民総みどり人間～

①市民参加の裾野の拡大

オープンガーデン事業の展開
オアシスの森づくり事業
市民による緑の管理
市民緑地の指定・継続
多様な市民農園の展開

②市民団体等との協働の強化

緑の質の評価と市民調査の拡充
緑の市民運動の展開

Project 2 緑と水の回廊をつくる ～つなごまい！ 緑と緑そして水～

①都市軸(道路・河川等)の緑化と緑の拠点づくり

緑陰街路の形成
多自然川づくり
長期未整備公園緑地の事業推進

②街なかの緑の形成促進

公園緑地のエコアップ
公共施設の緑化
緑豊かな教育環境づくり
緑化地域制度等の推進

③人と生物がすみやすい環境づくり

郷土種子を活用した緑化
環境保全型農業の推進
ため池の環境保全

Project 3 今ある緑を可能な限り保全する ～まもろまい！ なごやの緑～

①新たな発想による樹林地や農地の保全

緑地保全地域の指定
都市再生特別地区の運用
なごや里山構想の推進

②緑の保全・維持管理の仕組み

里山保全基金の設立
管理協定制度の活用
樹林地維持管理の仕組みづくり

③都市公園の利活用の推進

公園経営基本方針の策定(平成24年6月)

4 名古屋市緑の審議会

(1) あらまし

緑の審議会は、緑の保全及び創出に関する重要事項について調査審議するため、緑のまちづくり条例第40条に基づき設置している市長の附属機関である。

特別の事項を調査審議するため、必要がある場合にはその調査審議事項ごとに専門委員を置き、部会を設置している。

(2) 設置年月日

平成17年10月1日

(3) 審議事項

- ・緑の保全及び創出に関する重要事項についての調査審議
- ・緑の基本計画の策定及び変更

(4) 審議会委員

審議会委員は、学識経験を有する者、緑のまちづくり活動団体の代表者、関係行政機関の職員、公募委員等で組織している（任期2年以内、20人以内）。

審議会委員一覧（敬称略、50音順 平成30年4月1日現在）

池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
石原 則義	なごやの森づくりパートナーシップ 連絡会 代表
黒田 達朗	椙山女学園大学 現代マネジメント学部 教授
桜井 種生	愛知県 建設部公園緑地課長
千頭 聡	日本福祉大学大学院 国際社会開発研究科 教授
長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部会長
古澤 達也	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室長
堀江 典子	佛教大学 社会学部公共政策学科 准教授
増田 理子	名古屋工業大学 しくみ領域 教授
村山 顕人	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
百瀬 則子	ユニー株式会社 顧問
山田 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
横張 真	東京大学大学院 工学系研究科 教授

(5) 開催状況

年度	回数	年月日	年度	回数	年月日
H17	第1回	H17. 11. 18	H23	第12回	H23. 12. 22
	第2回	H18. 2. 1	H24	第13回	H24. 12. 17
H18	第3回	H18. 6. 6		第14回	H25. 3. 26
	第4回	H18. 11. 20	H25	第15回	H25. 12. 26
	第5回	H19. 3. 29	H26	第16回	H26. 7. 17
H19	第6回	H19. 9. 7	H27	第17回	H27. 6. 8
H20	第7回	H20. 6. 17		第18回	H28. 2. 18
	第8回	H20. 11. 13	H28	第19回	H28. 12. 21
H21	第9回	H22. 1. 25	H29	第20回	H29. 8. 18
H22	第10回	H22. 9. 2		第21回	H30. 2. 1
	第11回	H23. 3. 7			

(6) これまでの審議事項

審 議 事 項	諮 問
	答 申
これからの公園緑地のあり方 —長期未整備公園緑地について—	H17. 11. 18
	H18. 11. 20
緑地の保全・創出を図るための方策について	H18. 2. 1
	H18. 11. 20
みち・みず・みどりのネットワークについて	H18. 6. 6
	H19. 9. 7
緑地保全制度の適用について	H20. 6. 17
	H22. 1. 25
緑の基本計画の改定について	H20. 11. 13
	H22. 9. 2
公園経営について	H22. 9. 2
	H25. 3. 26
緑の質の評価について	H23. 3. 7
	H24. 12. 26
都市空間における街路樹のあり方について	H25. 3. 26
	H26. 7. 17
新たな緑地保全施策の展開について	H25. 12. 26
	H27. 6. 8
新たな時代に対応した公園緑地のあり方について —長期未整備公園緑地を中心として—	H27. 6. 8
	H28. 12. 21
なごや緑の基本計画 2020 の改定について	H30. 2. 1

第2 公園事業

1 都市公園の現況

(1) 都市公園

本市の都市公園は、本市の管理する名城公園、鶴舞公園、瑞穂公園、東山公園及び愛知県の管理する小幡緑地、大高緑地、牧野ヶ池緑地といった総合公園、広域公園等を拠点とし、地区公園、近隣公園、街区公園などの住区基幹公園が配置されている。こういった都市公園は、児童の安全な遊び場、市民の休息の場として毎日活発に利用されている。また本市を囲うように流れる庄内川、天白川の河川敷についても、昭和41年度以降、着々と公園整備が進められ、芝生広場、自転車園路を主体とした施設は市民の健康づくりの場として大いに利用されている。

また、都市公園は、その公園のもつ意義及びその利用方法によりいくつかの種類に分けられ次表のように分類されている。

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25haを標準として定める。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準として定める。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準として定める。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
		河川敷緑地	一般の運動などの利用を目的として、広い河川敷にサイクリング、ジョギングなど運動ができる施設をもつ公園をいう。
特殊公園	風致公園	風致の享受の用に供することを目的とする公園で、自然条件を活用した修景施設があり、都市公園としての機能が十分発揮できるように配置される公園をいう。	
	動植物公園	動物園、植物園を中心として、レクリエーションなど一般の利用に供することを目的として、都市公園としての機能が十分に発揮できるように配置される公園をいう。	

	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物など文化財があり、広く一般の利用を目的として、文化財の立地に応じ、かつ都市公園としての機能が十分発揮できるように配置される公園をいう。
	墓園	その面積の 2/3 以上が園地など景観良好で、屋外レクリエーションの場として利用され、墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置される公園をいう。
緩衝緑地		大気汚染、騒音などの公害の防止緩和若しくは災害を防ぐことを目的とする緑地で、公害、災害の発生地域と住居地域などを分断、遮断することが必要な位置及び状況に応じて配置される公園をいう。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。
緑道		市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を図ることなどを目的として、樹林帯、歩行者路、サイクリングコースなどがある緑地で幅員 10～20m を標準として公園、学校などを相互に結ぶように配置される公園をいう。

(2) 主な都市公園

ア 鶴舞公園

明治 6 年、太政官布達により、わが国の公園制度が始まり、本市においては明治 17 年頃から大公園設置の気運があったが機が熟さなかった。しかし、明治 38 年から始められた新堀川改修工事により土砂が余ることから、当時愛知郡御器所村の田地を埋め立ててこの地に公園を造ることになった。

明治 42 年 11 月 19 日、名称を「鶴舞（つるま）公園」と定める告示。そのころ第 10 回関西府県連合共進会が公園整備予定地で行われることになり、明治 43 年 3 月 16 日から 90 日間、盛大に行われた後、そこで設置された噴水塔、奏楽堂などを取り込み、公園として整備が進められ、大正 9 年にほぼ完了した。

公園設計の全体計画は日本初の洋風近代式公園である日比谷公園の設計者本多静六と、名古屋近代建築の先駆者鈴木禎次、日本式庭園は村瀬玄中、松尾宗見が担当した。明治の欧化思想の影響を受け、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持った総合公園で、その施設内容の豊かさや位置に恵まれていることにより市の中央公園として最も多く利用されている。

公園中央のやや西より正面にある大理石円柱の噴水塔を中軸として東方放射状に花壇が配置されているのを特徴とし、さらに明治調の特色を出している噴水塔は、下部に岩組みを配した和洋折衷式であり、往時をしのぶ重要なモニュメントの一つになっている。

公園内には、公会堂、中央図書館及び普選壇、奏楽堂、鶴々亭などの施設、ヴェナンツォ・クロチェッティ作による「踊り子」、フランチェスコ・メッシーナ作による「ベアトリーチェ」などの彫刻、さらには陸上競技場、野球場、テニスコートなどの運動施設がある。また、春からはサクラ・チューリップ・ツツジ・バラ・ハナショウブ・アジサイが咲き誇るなか、桜林、バラ園、菖蒲池を中心に花まつりの行事が続く。

緑化思想の普及活動の拠点として、昭和 55 年 5 月に緑化センターが、また昭和 58 年 4 月には休憩舎と展示室を備えたグリーンプラザが開設した。

平成 21 年に、開園 100 周年を迎えた。

イ 名城公園

名城公園とは、名古屋城を中心とした郭内にいくつかある公園の総称であるが、一般には旧北練兵場跡の北園をさしている。天守閣の眼下に広がるこの公園は、終戦後いち早く市の中心部における総合公園として計画決定され、その整備が行われてきた。

北園には「せせらぎ」の流れる大芝生広場を中心に、おふけ池、野外ステージ、花木園、子どもの広場、花の道（サイクリングコース・散歩道）、野球場、藤の回廊等の施設が整備されている。また昭和 63 年秋には、この公園を主会場に、第 6 回全国都市緑化なごやフェア（緑花祭なごや'88）が開催され、これを記念する施設として花と緑の相談所を主とする「名城公園フラワープラザ」が建設された。名城公園一帯は、お城と堀という他の公園にはない背景のもとに、散策休養を楽しむ場とともに、能楽堂、県体育館、県スポーツ会館、三の丸庭園、彫刻の庭などの施設もあり、スポーツ、社会教育の活動の場ともなっている。また、戦後植えられた小さな木々も樹林となり、都心の貴重な緑の拠点となるなど名古屋の代表的な公園の一つになっている。

なお、平成 27 年度に、北土木事務所名城公園分所の跡地において民設民営の営業施設を公募し、平成 29 年 4 月より「tonarino（トナリノ）」が開業している。

ウ 中村公園

本公園は、明治 16 年、地元有志が愛知県県令国貞廉平氏に申し入れ、「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀吉を祀る豊国神社を創建したことから始まる。明治 33 年には「中村旧跡保存会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡を中心に土地を買い入れ、豊国神社の境内と併せて管理した。中村旧跡保存会は本事業が県の管理によるのが適当であると考え、明治 34 年に愛知県の所管となり、「中村公園」が設置された。その後、記念館が建てられ、本多清六の設計により、大規模な改修工事が行われた。

大正 10 年、中村が名古屋市西区に編入されたため、大正 12 年に、中村公園は名古屋市へ移管された。敷地拡張の要望に応じて、昭和 10 年、東宿、中村、日比津の三土地区画整理組合と名古屋土地株式会社より寄付があり、拡張を進めて近代都市公園としての充実がはかられた。昭和 24 年に公園内に競輪場が建設されたが、昭和 31 年に都市公園法が制定され、競輪場と豊国神社は公園区域から除外された。

昭和 63 年に作成された「中村公園再整備計画」に基づいて、豊臣秀吉誕生地にふさわしい公

園として全面的に再整備された。また園内に、秀吉・清正記念館、中村文化小劇場、中村図書館や茶席等が建設され、区内の文化拠点となっている。

現在の中村公園は、東園・本園・西園に分かれ、ひょうたん池を中心として西は太閤池があり、四季折々の風景を楽しむことができる。秀吉誕生の地といわれる竹林や碑、大正天皇お手植えの松など歴史的遺跡が数多く残り、周辺の史跡と一帯となって、本市の重要な歴史文化ゾーンにもなっている。

エ 東山公園

大正 15 年、面積 2,673,000 m²の第 16 号公園として内閣の承認を得、昭和 7 年に有料公園施設として動物園、植物園を包含した一大公園を建設する計画が完成した。寄付・買収等による用地を加え合計 806,834 m²を敷地とし、昭和 10 年 4 月 3 日に東山公園と名づけて開園した。計画に従い東山公園内に昭和 12 年 3 月 3 日に植物園、続いて 24 日動物園を開園した。昭和 22 年、旧市街地における戦災復興土地区画整理事業の一環として、地区内墓地を集中移転した平和公園が、全国的にもユニークな墓地公園として新たに計画され、昭和 32 年、その墓地移転の大部分が完了するとともに、周辺地区の整備も漸次すすめられた。東山公園にさらに平和公園区域を含めて一大総合公園構想が企画され、昭和 43 年、動物園と植物園を一体化し、有料公園施設「東山動植物園」として運営することとした。

東山動植物園は、現在、年間約 260 万人の来園者があり、市内で最も利用者の多い公園施設となっている。園内にある東山スカイタワーは、市制 100 周年事業として平成元年に建設され、高さが 134m ある。また、平成 5 年には東山公園テニスセンターが開場し、平成 6 年の「わかしゃち国体」を始め、多くの大会が開催されている。

平成 18 年 6 月、動植物園の役割や使命の変化を背景に、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」をテーマに定めた東山動植物園再生プラン基本構想を、また平成 19 年 6 月には、展示等の基本的な考え方や施設整備の方針などを示した基本計画を策定した。

その後、社会情勢の変化などに対応するとともに、新たに「現存する歴史文化的施設や樹木、景観に配慮する。」「市民により一層楽しんでいただく。」といった 2 つの視点を加え基本計画の見直しを行い、平成 22 年 5 月に新基本計画を策定し、再生プランを進めている。

平成 25 年度に名古屋市の都市公園で初めて公募した、民設民営の売店及び飲食店が開業した。

平成 26 年度から、植物園では「東洋一の水晶宮」と呼ばれた重要文化財温室の姿を将来に引き継ぐため、保存修理工事を進めている。

また、東山の森を背景に群れで暮らす”ヒトのなかま”である、ゴリラとチンパンジーの野生本来の姿を様々な視点から間近に観察できる「アフリカの森エリア」の整備に、平成 27 年度から着手した。そのほか両園の各所にて園路・広場・トイレなど安全で快適な園内空間づくりを行い、文化観光拠点としての魅力向上を図っている。

オ 徳川園

徳川園の敷地は、尾張二代藩主光友の隠居所を造成するために、成瀬、石河、渡邊三家老の下屋敷を元禄 7 年（1694 年）に徳川家に上地したものである。翌、元禄 8 年（1695 年）、光友は大曾根屋敷を造営して居を移した。昭和 6 年、名古屋市は第 19 代当主徳川義親から寄付を受け、改修整備後、翌 7 年に「徳川園」と称して有料で一般に公開した。昭和 20 年の大空襲によって

大きな被害を受けた徳川園は、園内の本館、清流軒など大部分の建物と多くの樹木を失った。そのため一般の観覧を中止し、園内の復旧に努め、昭和 21 年から市民に無料開放した。

名古屋城から徳川園に至る地区は歴史文化遺産の宝庫であり、市では一帯を「文化のみち」として貴重な建築物の保存・活用や環境整備を行っている。現在の徳川園は、平成 10 年に本市初の公募によるプロポーザル方式で設計者チームの募集を行い、計画づくりを進めたものである。また、徳川園シンポジウムを行って市民からの意見を集約した。平成 13 年から 16 年にかけて池泉回遊式の日本庭園として整備し、平成 16 年 11 月に開園した。徳川美術館の大名道具・美術品と、蓬左文庫の古典籍、近世武家庭園の表現様式である池泉回遊式庭園が一体となることで、武家文化を総合的に理解できる歴史文化拠点になっている。

庭園には「龍門の瀧」、「虎仙橋」、「龍仙湖」、「牡丹園」など複数の見どころがあり、風景の変化を楽しむことができる。清流が滝から溪流を下り海に見立てた池へと流れるありさまは、日本の自然景観を象徴的に凝縮している。

カ 白鳥庭園

名古屋国際会議場の南に位置する白鳥公園の一部、有料公園として管理されている庭園部分が「白鳥庭園」である。

江戸時代初期に、堀川から引き込んで築かれた尾張徳川家の白鳥貯木場が、国に継承されていたが、合理化により昭和 55 年、土地が国から市に有償譲渡された。昭和 56 年に 4.5ha を都市計画決定し、翌年基本設計を行い、名古屋が成立した自然の営みを、山岳から迸った源流が木曾三川により濃尾平野を潤し、豊かな伊勢湾に注ぐ水の叙事詩をテーマとする日本庭園を整備することになった。ごみ処分場終了後、昭和 58 年から着工し、茶室二席を併設した数奇屋建築の清羽亭が完成したところで、平成元年に開催した世界デザイン博覧会の会場に編入され多くの来観者に親しまれた。その後、残工事の整備を促進して平成 3 年 4 月に全園開園し、多くの市民や観光者が訪れている。

キ 久屋大通公園

都心部、栄の中心にあり、戦災復興事業で計画された二条の百メートル道路のうち、南北方向の「久屋大通」のグリーンベルトを利用したユニークな公園で、面積は約 16ha あり、中区丸の内より大須四丁目まで延長約 2 km に及んでいる。公園の両側にクスノキが植えられ全体の景観を統一している。

当公園の北端から桜通の間にはケヤキ林、清流のあるリバーパーク、姉妹都市提携のシンボル広場（シリウス号の錨を配したシドニー広場、華表のある南京広場、アステカの暦、トゥーラの戦士像及びコヨルシャウキを配したいこいの広場と、噴水池及びロサンゼルス石を配したロサンゼルス広場）がある。また、桜通には歩行者の利便をはかるため「セントラルブリッジ」がかけられている。さらに、桜通と錦通にはさまれたブロックには、花時計、バス駐車場、彫刻の庭、にしきごいが放流してあるさかえ川、通称もちの木広場といわれる吹き抜け広場がある。錦通より南には、希望の泉がある希望の広場、バスターミナル南の彫刻が設置してある愛の広場、噴水を止水すると広場となるエンゼル広場、催事やコンサートに利用される久屋広場、光の広場と続いている。そして、若宮大通をはさんだ南側にある前津広場の一面に平成 10 年「ランの館」（平成 26 年に久屋大通庭園フラリエとして再オープン）が開館、当公園の南端をしめくくっている。

久屋大通一帯は、昭和 62 年に久屋大通都市景観整備地区に指定され、魅力ある都市景観づくりを目ざして、官民一体となって景観整備に努めてきた。久屋大通公園のテレビ塔を挟んだ約 650m 区間は、昭和 53 年、地下通路・地下駐車場設置の際にその復旧に合わせて整備されたものであり、広小路以南の改修は、昭和 61 年度に、全国から計画案を募集した公開設計競技の優秀賞案に基づいて行っている。その手始めとして平成元年度、復興事業収束モニュメントが光の広場に建設された。平成 3 年度には久屋広場を、平成 5 年度にはエンゼル広場を全面改修した。

平成元年 9 月には、パリのシャンゼリゼ大通商店街「シャンゼリゼ委員会」と久屋大通商店街「名古屋中央大通連合発展会」との間に友好提携の調印が行われ、久屋大通公園はますます都心の公園として、市民の憩いの場として親しまれている。

また、都心の魅力の向上、賑わいの創出、憩いの場の提供など「都心にきらめく水と緑の宝箱」をコンセプトに、都心部の貴重なオープンスペースを有効に活用するため、地下に広場、店舗、バスターミナルを配した全国でもめずらしい立体型の公園「オアシス 2 1」が平成 14 年に完成した。

平成 30 年度より久屋広場にネーミングライツが導入され、「エディオン久屋広場」となった。

ク 若宮大通公園

名古屋の都心部を東西に貫く若宮大通は、久屋大通とともに幅員 100m を誇る名古屋を代表する街路であり、この公園は道路の中央分離帯（幅員 51m を基本）を整備したものである。

昭和 62 年から名古屋市制 100 周年記念事業の一環として若宮大通総合整備が行われ、堀川（中区大須一丁目）から吹上（千種区吹上二丁目）までの延長 3.3 km、面積 12ha（公園部分）の規模をもち、都市高速道路高架下のユニークな公園となっている。

高架下という暗いイメージを取り払い、従来の栄地区と大須地区を分断する印象を一新し、地域の一体化・活性化を図り、沿道の街との一体感を実現するという基本テーマのもとに市民に潤いを与える魅力的な公園として生まれ変わった。

区域を「自由広場・修景ゾーン」、「芸術ふれあいゾーン」、「スポーツ広場ゾーン」の三つに分け、特に芸術ふれあいゾーンでは、水の広場、花の広場など魅力的な施設が設置され、スポーツ広場ゾーンでは、テニスコート、ミニスポーツ広場、自由広場などが設置されている。

昭和 63 年の秋には、この若宮大通公園の一部が「全国都市緑化なごやフェア」に使われ、多くの人が楽しんだ。平成元年 3 月、デザイン都市宣言が決議され、デザイン都市名古屋を目指す本市の新しい公園としての役割をもつ都市公園といえるであろう。

近年、老朽化施設の改修により、スケートボード、ストリートバスケット、フットサルの利用できる広場等、新たな魅力をそなえた施設も整備されている。

ケ 庄内緑地

昭和 15 年防空緑地として都市計画決定し、戦後農地開放により耕作されていたが、昭和 43 年に計画面積 94.2ha のうち、庄内川小田井遊水地の区域 42.8ha について事業認可を受け、本市で最大規模の都市計画公園事業に着手した。遊水地のため、河川法上の制約を受けることから施設計画や計画貯水量の確保、安全管理等について河川管理者と協議の上、「水と緑と太陽を」をテーマに第一次五ヵ年計画の目玉事業として、昭和 48 年に本格着工した。大噴水・大池・各種の花園・陸上競技場を始めスポーツ施設・こどもの遊戯施設等を整備し、地下鉄開通後の昭和 61

年、建設省のグリーンフィットネスパーク構想を受けて、第四次五ヵ年計画の目玉事業として室内フィットネス広場と緑の相談所を併設した施設を建設した。野趣に富み、魅力ある総合公園として市民の人気を得ている。

コ 大江川緑地

市南部の工業地帯に位置する大江川緑地は、時代の変遷に伴う運河機能の衰退と、水質汚濁、悪臭などの生活環境の破壊をきたすようになった大江川の河川環境整備事業の一環として、これを埋立て、隣接する南部工業地帯と北側住宅地とを遮断する目的をもった本市第一号の緩衝緑地である。

この大江川環境整備事業は、昭和 47 年 12 月に公有水面埋立法に基づく事業の免許を受け南区元塩町六丁目地先の大江川樋門から名鉄常滑線まで延長約 1,800m、幅員平均 70m、面積約 12ha について、昭和 48 年度から工事に着手し、総事業費 28 億余円を投じて、昭和 53 年度末に完成している。なお、事業区間に堆積する汚泥中には、水銀その他の有害物質を含んでいたため、本市では最初の「公害防止事業者負担法」に基づく公害防止事業として、公害の原因となる排水をしていた事業者が事業費の一部を負担させ、工事を施工したものである。

事業の概要としては、排水機能を確保するための暗渠を設置し、汚泥を覆土し、環境事業局による建設廃材等の廃棄物による埋立、その上に植樹のための有効土層としての厚さ 2m の盛土を行い、緑地を造成したものである。

主な施設としては、緩衝機能を最大限に発揮させるため、80%の緑被を確保し、市の木であるクスノキを始めヤマモモ、ツバキなどの高中木 12,400 本、ツツジ・サツキなどの低木 63,000 株を高密度に植栽し、川のイメージを残すため、東端の噴水大池から西方の小池まで、長さ 245m の人工の流れを設けており、東西に細長いことから所々に芝生広場、プレイロット、休養広場を配し、これらを有機的に結ぶ形で、遊歩道、サイクリング道路などが設けられている。

サ 洗堰緑地

洗堰緑地は、北区と西区にまたがる、都市計画面積 115.8ha の公園緑地である。昭和 46 年に開園し、約 20ha を供用していた。主な施設としては、野球場、多目的広場及び遊具施設などがあり、市民に親しまれてきた。

平成 12 年度の東海豪雨において庄内川と新川を結ぶ遊水地部分の緑地が被害を受け、その後、河川管理者による河川激甚災害対策特別緊急事業により掘り下げられ洪水調整機能が高められた。平成 18・19 年度に野球場や多目的広場、ビオトープなどを整備し、各種スポーツやレクリエーションの場、水辺の生き物と触れ合える河川敷緑地（約 9.6ha）として、東海豪雨により失われた公園機能を回復した。

(3) 国有地の無償貸付

名古屋を代表する公園の一つである名城公園を始め、千種公園、平和公園、白川公園、森孝西公園、新城公園の一部区域を、財務省からは無償貸付を、文部科学省からは使用許可を受けて、国有地を活用して都市公園としている。貸付面積は 100ha を超え、市民の憩いの場として広く活用されている。

2 公園整備

(1) 整備の方針

ア あらまし

本市では、平成 23 年 3 月に策定した「なごや緑の基本計画 2020」に基づき、都市の環境改善や景観の形成に寄与するとともに、レクリエーションや子どもたちの遊び場等となり、災害時には避難場所となる公園の整備を進めている。

公園整備の方針としては、各地区の拠点となり、全市的利用も図られる公園として、東山公園、天白公園、猪高緑地、荒池緑地、船頭場公園などの大規模な公園及び緑地の用地取得、施設整備を行っている他、歴史的資産を活かした魅力ある公園づくりや、身近な公園が不足する学区において、街区公園の適正配置促進事業を進めている。

イ 都市計画公園・緑地の事業推進

本市の都市計画公園・緑地は、平成 30 年 4 月 1 日現在で、795 か所、2,799ha あり、このうち都市公園として供用されているものは、774 か所、1,388ha である。しかし、計画決定後長期間が経過しているにもかかわらず、買収を要する民有地が存在する未整備公園・緑地が 32 か所、約 996ha あり、これらの区域内で約 225ha の民有地が未買収となっている。こうした課題に対処するため、以下の事業推進方策を展開している。

(ア) 長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラムの策定

都市計画公園緑地の事業を推進していくには長期間を要するため、関係権利者の方々に対して土地の利用制限や移転に対する不安、将来の生活設計が立てにくいといった心労など様々な負担を掛けていた。これらの問題に対処するため、平成 17 年 11 月、緑の審議会へ「これからの公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地について―」を諮問し、平成 18 年 11 月に答申を受け、平成 20 年 3 月「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定・公表した。その後、個別の公園緑地ごとに説明会等を開催し、関係権利者、地域住民の合意が得られた公園緑地について、都市計画の変更を行うとともに、整備プログラムに基づき計画的に事業を推進してきた。しかし、近年、社会情勢の変化等公園緑地を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成 27 年 6 月、緑の審議会へ「新たな時代に対応した公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地を中心として―」を諮問し、平成 28 年 12 月に答申を受けた。都市計画については、宅地化が進行している区域を中心によりきめ細やかな区域見直しを行い、整備プログラムについては、事業進捗や土地の利用状況によって公園緑地を細分化し、類型化を行い、10 年単位での事業着手時期の見直しを行った。平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月にかけてパブリックコメントを実施し、市民意見と市の見解をまとめ、平成 30 年 3 月「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定・公表した。

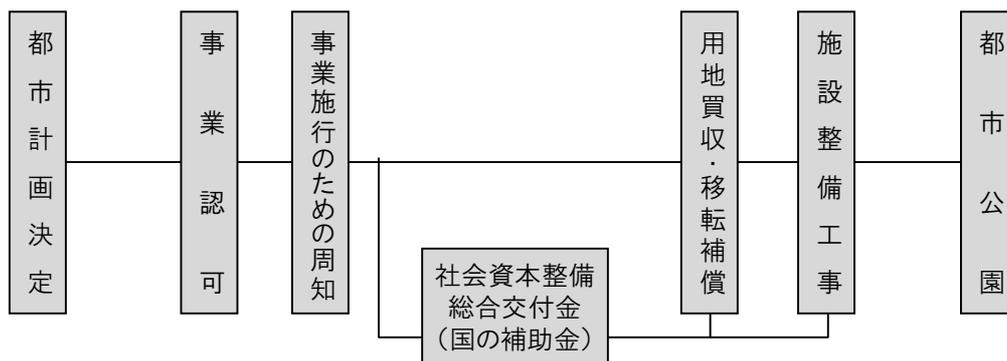
(イ) オアシスの森づくり

長期未整備公園緑地の効率的な事業推進を図るため、東部丘陵の大規模公園・緑地において、都市計画事業に先駆け、まとまった民有樹林地を使用賃借し、早期に市民供用を図る「オアシスの森づくり事業」に取り組んでいる。相生山緑地、猪高緑地、細根公園、荒池緑地、東山公園、熊野公園において、オアシスの森づくり事業に取り組んでいる。

ウ 街区公園の適正配置の促進

本市では、最も身近な街区公園について、昭和47年度から「公園のない学区」の解消に努め、これを実現しているが、依然、1人当たりの公園面積や公園の配置状況などにかかなりの差異がある。平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、従来にも増して防災面からの身近な公園の必要性が高まり、平成8年度からは一定基準のもと「公園の配置上、整備を促進する学区」を、「重点促進学区」と「促進学区」に指定し、街区公園の適正配置を進めている。

エ 公園整備のフローチャート（代表例）



オ 区画整理、開発行為等における公園整備

本市は従来から組合施行による土地区画整理事業や開発行為が施行されているが、これらの開発に伴って多くの公園が整備されている。

(2) 整備の現況

ア あらまし

公園緑地の整備は、長期未整備公園緑地の事業推進や街区公園適正配置促進事業により用地を取得し、施設整備においては、地域や時代のニーズに即して、地域の特徴を生かした「特色ある公園づくり」や、「バリアフリー化の推進」、防災面など「安心・安全に配慮した公園づくり」を行っている。

「特色ある公園づくり」は、地域のニーズを把握しつつ、自然、歴史、文化など、地域が持つ特性を活用して、魅力ある公園づくりや、未就学児を対象とした子育てに配慮した公園づくりなどを進めている。

「バリアフリー化の推進」は、高齢化の進行などによる福祉需要の増大に応えるため、公園整備や改修などの機会に、福祉都市環境整備指針や移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの視点から公園づくりを進めている。

「安心・安全に配慮した公園づくり」は、公園施設の老朽化や利用形態の変化などにあわせて公園の改修を行い、公園としての安全性と快適性の確保を柱に、防災面・防犯面・衛生面・福祉面など様々な視点からのニーズに対応しながら、地域の人々が利用しやすい公園づくりを進めている。

イ 主な公園の整備

(ア) 猪高緑地

猪高緑地は、名東区東部に位置し、昭和 33 年の猪高村編入時に 81.58ha の区域が都市計画緑地として決定された。その後、3回の変更を経て、現在は66.2haが都市計画決定されている。

当初の都市計画決定から半世紀の間に東名高速道路インターチェンジの開設、土地区画整理事業などで周辺環境が市街地化する中、猪高緑地は都市計画によって残された本市を代表する緑地の一つになっている。

昭和 58 年度から本格的な整備に着手し、平成 12 年度までに多目的広場、児童園、テニスコート、アーチェリー場、名東スポーツセンター、花木園、散策路等が、平成 23 年度から平成 27 年度に塚ノ杵池周辺、森の集会所、駐車場及び北口広場等の整備が完了している。

また、平成 12 年度には事業認可区域以外の民有樹林地を借地し、暫定的な整備をして早期に市民へ提供をする「オアシスの森づくり」事業により、柵田、散策路、木製デッキ、案内板等を整備した。

今後も池や樹林地など豊かな自然環境を活かした整備を進めていく。

(イ) 戸田川緑地

戸田川緑地は、昭和 33 年に都市計画決定した、面積約 64.6ha の総合公園である。

「健康とスポーツの里」を全体テーマとし、平成 2 年度から、水と緑の豊かな環境をいかした健康・スポーツ公園の整備を進めている。また、平成 12 年度からは、市民、企業、行政のパートナーシップにより苗木を植え、育てていく「なごや西の森づくり」を進めているところである。

本緑地は、南北に大きく 3 つの地区に分かれており、地区ごとに特色のある整備を進めている。南地区「陽の郷」（農業文化園隣接区域）では、平成 2 年度から 10.6ha の整備に着手し、平成 8 年度までに戸田川こどもランド、ピクニック広場、駐車場等ほぼ全域（10.59ha）が完成している。平成 22 年には、農業文化園の区域（4.0ha）が都市計画区域に加えられた。

中央地区（国道 1 号と県道鳥ヶ地新田名古屋線にはさまれた区域）では、平成 7 年度から同右岸 10.9ha の整備に着手し、平成 14 年度までにパターゴルフ場、おもしろ自転車コース、ファミリースポーツ広場を整備し、平成 15 年度には、同地区の右岸と左岸を結ぶ連絡橋が完成している。その後、平成 20 年度から同左岸の整備に着手し、平成 25 年度までに「とだがわ生態園」、遊具広場、多目的広場等の整備を行った。

また、平成 5 年度から北地区（国道 1 号北側区域）右岸の整備に着手し、平成 16 年度までにふれあい広場、芝生広場、遊具広場など約 2.5ha が完成している。

(ウ) 天白公園

天白公園は天白区のほぼ中央に位置し、周囲が市街化していく中で、起伏に富んだ三つの山と大根池（約 2.2ha）など、東部丘陵の豊かな自然が残されている、面積約 26.5ha の総合公園である。

昭和 33 年に都市計画決定され、昭和 57 年に事業認可を受けた後、昭和 61 年から工事に着手した。デイキャンプ場、児童遊技場、ミニスポーツ広場、大型遊具広場、土の広場、西の山入口と散策園路、多目的広場、原っぱ、南東部入口、南西部入口、駐車場、プール跡地の整備

を完了している。平成 27 年度より東の山の整備を進めている。

(エ) 米野公園

米野公園（約 3.2ha）は名古屋駅の南西に位置し、周辺は大規模な公園・緑地の空白域となっている。昭和 22 年に都市計画決定されて以降、計画区域内の茶ノ木島公園を除いて未整備のままであったが、災害時の避難場所を確保するため平成 10 年度より防災緑地緊急整備事業に着手し、用地買収と広場の暫定整備を行った。そして平成 22 年に事業認可を取得し用地の取得と本格整備を進めている。平成 29 年度末現在の整備進捗率は 9 割を超えており、早期完成を目指して引き続き整備を進めていく。

(オ) 川名公園

昭和区の川名公園（約 5.5ha）は、戦前からの耕地整理事業により基盤整備された市街地に位置しており、周辺は大規模な公園・緑地の空白域となっている。昭和 22 年に都市計画決定されて以降、長期間にわたり事業着手ができず住宅が密集した状態であったが、災害時の避難場所となる公園を確保するため、平成 8 年度より防災緑地緊急整備事業に着手し、用地買収と広場の暫定整備を行った。平成 18 年には全域において、事業認可を取得し、平成 20 年度より本格整備を進めている。平成 29 年度末現在の整備進捗率は 9 割を超えており、早期完成を目指して引き続き整備を進めていく。

(カ) 船頭場公園

港区の船頭場公園（約 5.7ha）は、名古屋市南西部に位置している。昭和 32 年度に都市計画決定されて以降、平成 5 年度から順次整備を行っており、平成 24 年度には事業認可区域を拡大した。周辺は津波浸水想定区域であることから、津波緊急避難場所としての機能を確保するための高台広場とともに、平常時には地域住民の憩いの場・レクリエーションの場となるよう整備を行っている。平成 29 年度末現在の整備進捗率は 4 割を超えたところであるが、引き続き早期完成を目指して整備を進めていく。

3 公園の管理

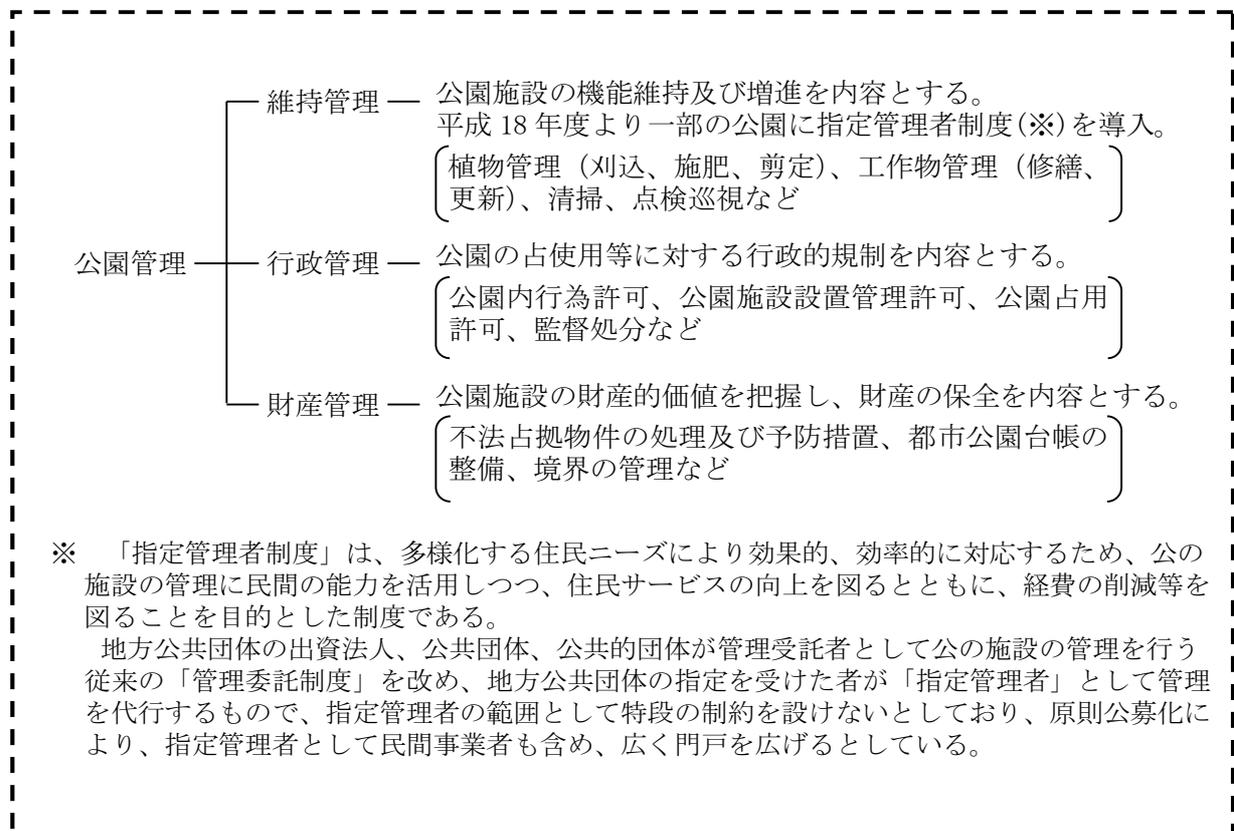
(1) あらまし

都市公園の管理とは、都市公園の維持、修繕、災害復旧等の事実行為、公園施設の設置、管理許可、都市公園の占用許可等の法律行為、都市公園の適切な利用を促進するための運営管理等、都市公園の機能を維持し、適正な利用を増進するために行なわれる一切の行為を指す。

公園管理者は、常に利用者が安全で快適にすごせるようにこれを管理し、公園設置の目的に応じて最も効率的にこれを運用することが必要である。

本市における公園管理は、都市公園法、同法に基づく命令、名古屋市都市公園条例、同施行細則等により行なわれている。都市公園ではないが、都市公園を設置すべき区域を決定、公告した後、公園としての権原を取得した「公園予定区域」についてもその管理の適正を図るため都市公園法の準用規定がある。

公園管理を大別すると図のように分類できる。



公園管理の主要な項目についての概要は、次のとおりである。

(2) 維持管理

公園の維持管理とは、公園施設の機能維持及び増進を行うための広範な技術的作用をいう。管理の対象となる施設と作業の内容に応じて次のように分類して考えることができる。

ア 純粋維持管理

ひとたび設置された施設はその機能を永続的に「安全」で「快適」であるように発揮するように維持されなければならない。これを分類すると次の三つに区分できる。

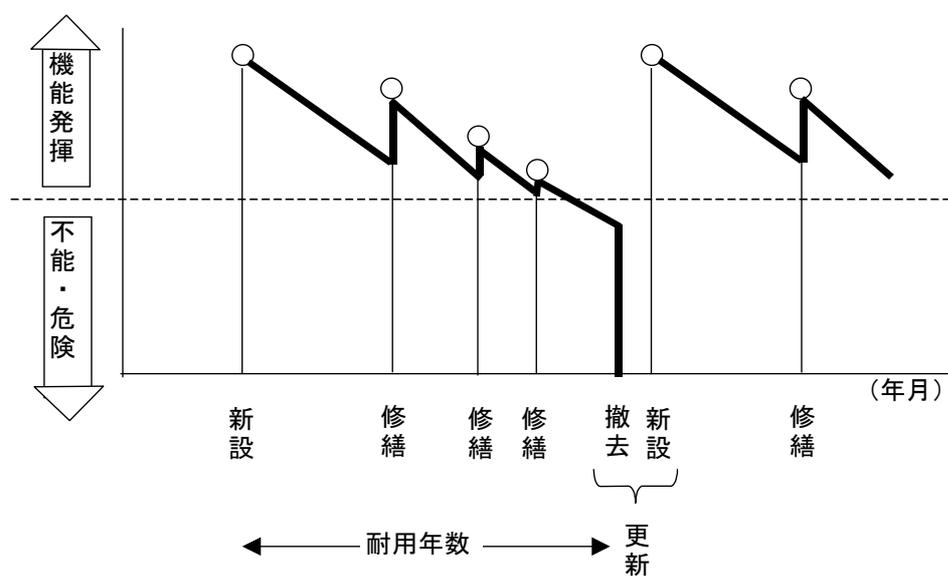
(7) 面的管理

	清掃	除草	芝刈	整地
園路広場	○	○		○
芝生地	○	○	○	
植樹帯	○	○		

(i) 工作物管理

		修繕	塗装	更新	清掃
一般 工作物	遊具	○	○	○	
	公園灯	○	○	○	
	水飲場	○		○	
	便所	○		○	○
	ベンチ	○	○	○	
	柵・フェンス	○	○	○	
特殊 工作物	噴水	○		○	○
	夜間照明施設	○	○	○	

工作物の維持管理を模式的に表現すると次のとおりである

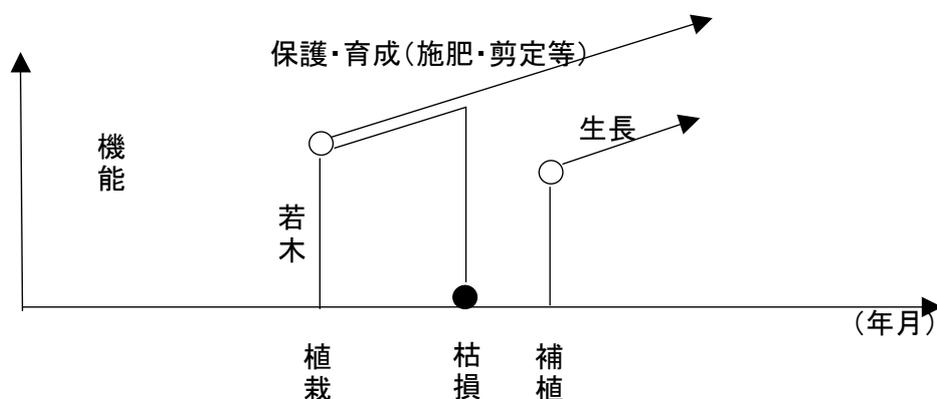


(7) 植物管理

		剪定	刈込	病虫害防除
樹木	高木	○		○
	生垣・株物		○	○
花壇	(草花)	各種園芸的管理		
特殊植物	(バラ・ボタン等)			

植物は、生き物であり、成長する。工作物は年月と共に機能が低下するが、植物は次第に生長してより大きな機能を発揮するようになる。ここに公園維持管理の特殊性がある。

樹木の維持管理を模式的に表現すると次のとおりである。



植物管理において発生する剪定枝・刈草等植物性廃棄物はごみとせず、リサイクル燃料として、有効利用している。

イ 改良

公園は時とともに成長・変化するものであるが、利用者の状況・市民の要望も変化する。利用者の要望に応じた公園として維持するためには、単に純粹維持管理を行うだけでなく、適切な改良を加える必要がある。現在以下のような改良を行っている。

工作物補充・・・・・・・・・・便所、公園灯、遊具等

工作物改良・・・・・・・・・・バリアフリー化

危険防護対策・・・・・・・・・・人止め柵設置（池、石垣等）

ウ 点検、利用指導

公園施設を良好に維持するためには、絶えざる巡視点検が必要である。また、利用者が適切に施設を利用するよう指導する必要もある。本市では公園巡視員による標準月2回の日常点検、職員または専門技術者による年1～2回の定期点検、専門技術者による随時の精密点検にて公園施設の点検体制をとっている。また、平成16年度より遊具に管理事務所名や連絡先を記したシールを貼り、施設に異状があった場合、市民に通報の協力を得ている。

エ 災害復旧

大雨、台風等により公園に被害が発生した場合には速やかに復旧作業を行う。大雨では主に河川敷緑地の冠水、土砂の堆積等の被害が生じる。台風では大雨の被害の他、風による倒木、公園灯など工作物の倒壊などが発生する。

以上の維持管理作業は各区の土木事務所により行われている。作業手段としては、直営作業班のほか、業者による請負（工事、委託）がある。

オ 緑地補修班

直営で行う公園緑地（街路樹及び街園含む）の維持修繕その他の管理を行うために緑地補修班制度を設けている。

緑地補修班は、原則として、現業職員4名、トラック1台で構成されており、その作業の範囲は工法的に容易な作業と小規模な修繕工事としている。また、直営作業を計画的かつ円滑に実施

し、または応急措置等を直ちに実施できるよう巡回作業も行っており、重要な職務となっている。

(3) 行政管理

ア 都市公園の設置

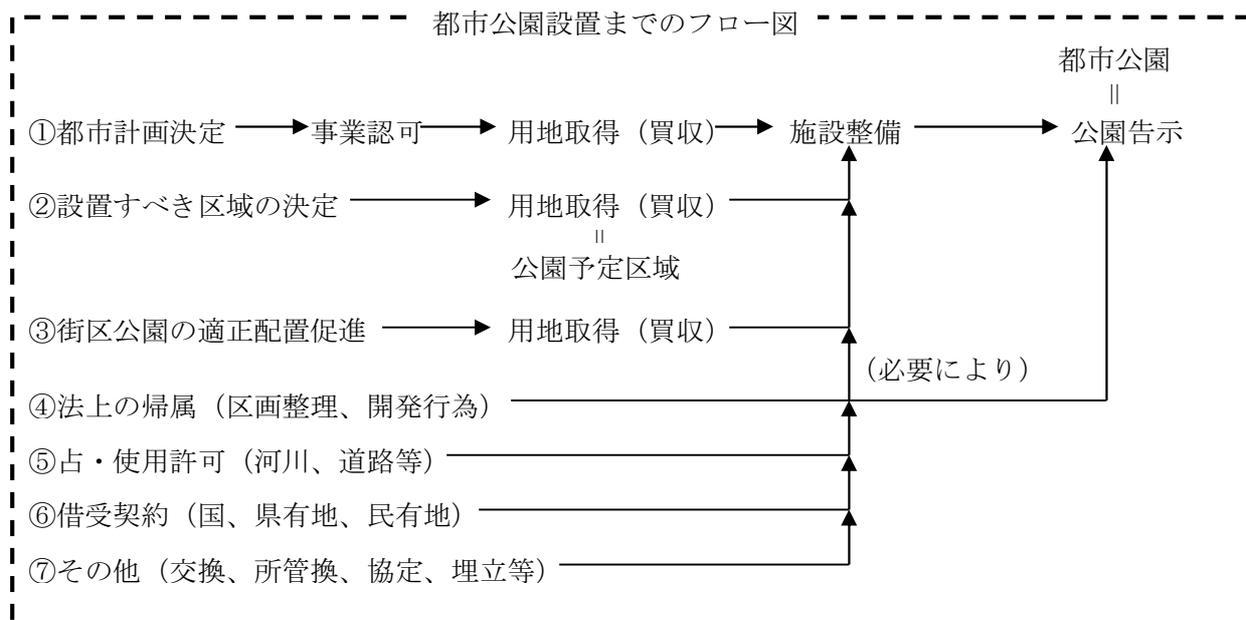
都市公園とは、都市公園法により次のうちいずれか一に該当するものと規定されている。

- (ア) 都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの
- (イ) 地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- (ウ) 国が設置するもので、都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
- (エ) 国が設置するもので国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

なお、都市公園を構成する要素は、「土地」と公園管理者が設ける「公園施設」とから成るため、どちらかだけでは都市公園となり得ない。

また、都市公園を設置するということは、その公園の名称、位置及び区域、供用開始の期日を公告することにより行われる。

本市における都市公園設置までの流れは、おおむね次のとおりである。



このようにして設置された都市公園には、すべて都市公園法が適用されることで、行政処分等公共施設として適正な管理が可能となる。また、都市公園法の規定により、一旦設置した都市公園は、みだりに廃止することが禁じられており、過密化する都市における将来的に担保されたオープンスペースとしてその設置の意義は重大である。

イ 公園予定区域

都市公園法は、原則的に都市公園として整備され、その設置がなされた後において適用されるが、施設整備が完了していない公園であってもその管理の適正化を図るため、同法の一部が準用される旨規定されている。地方公共団体の場合、議会の議決を経て「都市公園を設置すべき区域」の決定を行い、その旨一般に公告した後、同区域内に存する権原を取得した土地を「公園予定区域」といい都市公園法の一部が準用される。なお、「都市公園を設置すべき区域」の決定は、国が都市公園を新設する場合は必ず行わなくてはならないが、地方公共団体が都市公園を新設する

場合は任意である。

ウ 公園施設の設置・管理の許可

都市公園は、市民の自由な利用に供する目的をもって設置される公の施設であるから、これに設けられる施設も公園管理者たる地方公共団体が設置し、自ら管理することが原則である。しかし、公園施設の中には売店、図書館等のように、公園管理者が自ら経営するのが不適當なもの、財政上、技術上等の理由により自ら設けることが困難なもの、都市公園の機能の増進に資するものがある。したがって、都市公園法第5条は、それらのものに限って公園管理者以外の者に公園施設を設け、又は管理させることができるとしている。また設置の許可にかかる建物については、公園管理者の設置するものも含め、一の都市公園に公園施設として設けられる建物の総面積は、地方公共団体が政令の基準を参酌して条例で定める割合（政令の基準は原則として公園の敷地面積の100分の2）を超えてはならない。

エ 公園占用の許可

都市公園本来の目的からみれば、公園施設以外の工作物等を都市公園内に設ければ、公園の効用を阻害することとなり、好ましいことではない。しかし、都市においては、公園敷地を含め土地の多面的な利用が要請されることから、公園の機能を損なわない最小の限度でこうした工作物等の設置を認めることとしたものである

都市公園法第7条及び第7条の2では、都市公園内には、電柱、変圧塔、水道管、下水道管等の工作物で公衆の利用に著しい障害がなく、かつ必要やむを得ないと認められるものについて政令で定める技術的基準に適合する場合に限って占用の許可を与えることができるとしている。

オ 公園使用の許可

公園は、本来、公共施設として市民が自由に利用し、遊ぶ場所である。

しかし、都市整備が進み、空地が少なくなるにつれ、盆おどり、運動会など屋外での市民活動の場としての公園の役割もますます重要になっている。

こうした事情の下で、盆おどり、運動会、集会、キャンプ実習、映画会、各種訓練（火災・防災・水防・避難等）などのために公園を独占的に使用する場合は、他の一般公園利用者との関係を調整するため、「行為許可」という方法でその使用を認めている。

行為許可の手続は、それぞれ所轄の土木事務所（東山公園、平和公園については、東山総合公園）において行っている。

(4) 財産管理

都市公園の区域、地形、公園施設、占用物件の設置状況等を常時確実に把握することは、公園を適正に管理するうえにおいて第一に要求される、今日のように、公園の管理が多様化、複雑化し、また公園に対する様々な要請が高まっている状況において、都市公園台帳の整備、拡充はますます重要となっている。

都市公園法第17条により、公園管理者は図面と調書からなる都市公園台帳を調製、保管し一般の閲覧に供することになっている。

4 公園用地の測量

(1) あらまし

公園用地に係わる測量業務としては、事業用地取得に伴う測量と、取得した用地について境界管理を適正に行い保全する測量とがある。前者が用地測量であり、後者が区域線明示測量である。緑政土木局においては、これらの測量のほか都市公園台帳の調製に必要な測量及び公園の管理引継に伴う測量なども実施している。

(2) 用地測量

用地測量は、事業の施行区域を現地において明示すると共に取得予定地の土地面積及び現況を表す測量図を作成する業務であり、その後の用地買収並びに物件の移転等の業務を円滑に推進させるために欠くことの出来ない業務である。具体的には、関係土地所有者の事業に対する理解と協力を得ながら直接現地において隣接土地所有者と立会確認の上で土地の境界確定を行い、正確な測量図を作成するものである。このほか寄付用地の測量及び土地の所管換に伴う測量も実施している。

(3) 公園区域線明示測量

公園区域線明示測量は、隣接する土地所有者からの明示申請並びに公園工事に伴う明示依頼を受けて、その都度過去の明示資料等に基づき隣接土地所有者と立会確認の上公園敷地区域を明示する測量である。また、隣接土地所有者の合意により境界確定した箇所については、その後6か月以内に明示申請者から願い出があった場合には、公園区域線証明の事務も行っている。

(4) 都市公園台帳の調製に伴う測量

都市公園を適正に管理していく上必要な都市公園台帳は、図面と調書によって調製されており、このうち図面を作る測量は台帳整備の基盤をなすものである。図面に記載する内容は、都市公園法施行規則により主要公園施設を始め6項目が規定されており、これらについて現地で測量調査を実施し図面を作成している。また、公園管理区域を明確にすることにより今後の公園区域線明示測量業務を簡易・迅速に行うことが出来るよう、隣接土地所有者との現地立会の上、境界確定した結果に基づき、必要があれば区域標の新設または移設により、公園確定実測図を作成している。

(5) 管理引継に伴う測量

土地区画整理組合等から管理引継を依頼された公園用地について、その引継図書である施設平面図及び実測図等に記載された内容が遺漏なく正確であるかを、現地において調査測量し照合確認を行っている。その結果、必要があれば事業施行者に対して施設平面図及び実測図等について記載内容の加除訂正を行わせることにより、引継ぎ後に本市が行う公園管理が円滑かつ正確に行えるよう引継図書作成に万全を期している。

第3 緑の保全

1 緑の保全

(1) あらまし

地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題が顕在化するなかで、緑の減少傾向を緩和し、市内に残された貴重な緑地等を保全する必要がある。このため、都市緑地法に基づく、特別緑地保全地区等の制度を活用するなどして、既存の緑地の保全に努めている。

(2) 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、特に自然的環境のすぐれた樹林地、草地、水辺などを指定し、建築等の行為の規制により現状凍結的にその保全をはかろうとするもので、現在 73 カ所、約 204ha を都市計画決定し、指定している。

(3) 市民緑地(市民緑地契約制度)

都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき、地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が土地等の所有者と使用貸借契約を締結し、市民の利用に供する緑地を設置管理していく制度。

名古屋市における市民緑地の設置要件は次のとおりである。

- ・良好な樹林地、湿地、湧水地等が存在し、土地等の面積が原則として 1,000 m²以上あること。ただし、街区公園適正配置促進事業の対象学区においては 300 m²以上とする。
- ・管理に支障があると認められる工作物等がないこと。
- ・所有者から無償で借り受けることができること。
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、市民緑地の設置又は管理に影響を及ぼすものでないと認められるときは除く。

(4) 緑化木公園

土地所有者と本市との使用貸借契約により市内の空地に緑化用樹木の植栽等を行い、環境の美化と緑化の啓発・普及及び住民の観賞利用に供している。

(5) 保存樹等の指定

都市の健全な環境の維持、向上を図るため「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、市内に残された名木、古木、樹林のうち、保存すべき樹木・樹林を指定している。昭和 48 年度から実施し、昭和 53 年度からは、「名古屋市緑化推進条例」、平成 17 年度からは、「緑のまちづくり条例」に基づき保存樹木等を指定している。

ア 指定基準

次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。

(ア) 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令によるもの。）

樹木

- ・ 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。
- ・ 高さが 15m 以上であること。
- ・ 株立ちした樹木で高さが 3m 以上であること。
- ・ はん登性樹木で枝葉の面積が 30 m²以上であること。

樹木の集団

- ・その集団の存する土地の面積が 500 m²以上であること。
- ・いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが 30m 以上であること。

(4) 保存樹木等（緑のまちづくり条例施行細則によるもの。）

樹木

- ・1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.3m 以上 1.5m 未満であること。
- ・歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められること。

樹木の集団

- ・その集団の存する土地の面積が 300 m²以上 500 m²未満であること。

イ 内容

- ・所有者の同意を得て保存樹等の指定をする。
- ・樹種、指定番号等を表示した標柱を設置する。
- ・保存樹等の枯損の防止及び病害虫の駆除並びにその他の保存に関し、所有者に対し必要な助言及び指導をする。
- ・保存樹等の保存に関し、所有者に対して、保存樹及び保存樹木は 1 本当たり年額 3,000 円、保存樹林は面積に応じ年額 10,000 円～20,000 円の報償金を交付する。

(6) 風致地区

風致地区とは、良好な自然的環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に都市計画で定めることができる地域地区の一つである。

本市では、東部丘陵地を中心に約 3,000ha の区域を風致地区に指定しており、自然的景観を保全することやみどりと調和した低層住宅地を形成することを目指している。

建物の高さ、建ぺい率、位置などの制限、宅地造成、開墾、樹木の伐採、土石の採取などにおける規制がある。

(7) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る制度である。

生産緑地地区は、ある一定の要件を満たす一団の農地を、市町村が農地の所有者その他の関係権利者全員の同意を得た上で、都市計画の手続を経て指定することにより、都市計画上「保全する農地」として明確に位置付けられている。

第4 緑の創出

1 道路緑化

(1) あらまし

街路樹は街の景観を引き立たせ、樹木が見せる四季折々の変化は私たちにうるおいと安らぎをもたらしてくれる。また夏の緑陰などによる気候調節や大気の浄化、さらに交通分離や飛び出し防止など交通安全にも役立っている。

このように、都市の貴重な緑である街路樹は、都市生活に欠かせない様々な機能を果たしている。

本市には広幅員道路が多く、区画整理事業によって整然とした街区が作られ、植樹スペースは着実に増えている。こうしたスペースを効果的に緑化するため、街路樹(並木)を始め、低木の連続植栽、中央分離帯の植栽などを行っている。

さらに、こうした緑のボリュームアップに加え、緑の質を重視することが求められている。特色ある街路樹の植栽、街園の整備はこうした要求に応えるもので、より魅力ある、変化に富んだ道路景観を演出している。

(2) 街路樹

街路樹の植栽場所は大きく分けて歩道と中央分離帯がある。歩道では幅員によって、植ますに高木のみを植栽する場合と、植栽帯を設けて高木と低木による連続植栽をする場合がある。それぞれの植栽は原則として次のような基準によっている。

ア 歩道

(ア) 高木(並木)

- ・歩道幅員 4m 以上の道路であること。
- ・植栽間隔は、10m を標準（最短の植栽間隔は 6m 以上）

ただし、自然樹形を生かし樹冠が大きくとれる場所では 12m を標準とし、樹種・路線状況に応じて最適な間隔に広げることができる。

(イ) 連続植栽(低木)

- ・歩道幅員 4.5m 以上の道路であること。
- ・緑地帯の幅員は 1.5m 以上とする。
- ・植栽の形式は、高木(並木)との組合せを基準とする。

イ 中央分離帯

- ・幅員 1.5m 以上の中央分離帯
- ・中央分離帯の植栽は、低木と地被類による植栽を標準とする。ただし、幅員 3.0m 以上の中央分離帯には高木の植栽を行い、緑の総量の増加を図る。

ウ 特色ある並木道

- ・街路樹としては珍しい樹木を植栽することで、個性的な雰囲気の道路景観を演出する。

(3) 街園

街園は、駅前や交差点の中央など目につきやすい場所に設置される小緑地であり、比較的制約の多い道路空間の中にあって、変化のある豊かな緑の演出が可能である。

(4) 添景施設の整備

道路景観のポイントになるような添景施設の整備を進めている。

ア シンボルツリー

本市を代表する交差点内の歩道に花の美しい樹木や形の美しい樹木を植えて、街角のシンボルとして交差点を特色づけ、一層魅力あるまちづくりを行う。

イ 水景施設

噴水や流れなどの動きのある水景施設の整備により、うるおいと活気のある街角を演出する。

(5) 維持管理

街路樹は、自然の状態の樹木に比べて、土壌状態、生育空間の制限、自動車の排気ガスなどきびしい環境条件におかれている。

快適な道路環境を保全し、豊かな緑を確保していくためには、きめ細かく街路樹の保護育成に努めていく必要がある。そのために街路樹の維持管理として、次のような作業を行っている。

樹 木 管 理	高木剪定	冬期剪定を中心として、各樹種の特長や自然な樹形の美しさを生かし、街の景観にとけ込むような剪定を行っている。
	中低木刈込	連続植栽の集団の美しさを生かすよう、花期等を考慮して刈込を行っている。
	病虫害防除	樹木が常に健全な状態を保つよう、病虫害の予防及び早期発見駆除に努めている。
	その他	補植、支柱、施肥等
その他の管理	除草、清掃等	

2 緑道の整備

(1) あらまし

緑道とは、自動車の通行を抑制し、緑や安全性、快適性を高度に配慮した緑豊かな“人間優先のみち”であり、散策・ショッピング・サイクリングなどに利用され、また街の景観を向上させるとともに、災害時には、避難路としても役立つ道である。

さらに、緑道は、公園・学校・駅等を有機的に結ぶ“緑のネットワーク”を形成することによって、各施設の機能を一層向上させるとともに、市民の生活環境改善に大きな効果をもたらすものである。

本市では、昭和 56 年 9 月、緑道整備基本計画を策定し、既存の道路や河川堤防、水路などを利用して 1 区 2 路線を目標に 36 路線 169 km の緑道整備路線を定めた。

(2) 緑道整備状況

平成 30 年 4 月 1 日現在、35 路線で工事着手されており 133.59 km が整備されている（進捗率 79.1%）。

緑道整備にあたっては、沿道住民および、関係機関の理解と協力のもとに、車線整理などによる歩道の緑道化や河川、水路の改造等による緑道化を進める一方、新たな市街地整備に際しては、緑道を系統的に整備していくなど、積極的な努力が必要である。

3 市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）

都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき、自治会等の住民団体や NPO 法人、企業等の民間主体が、公園と同等の空間を創出する制度。民間主体が市町村長の認定を受けた計画に基づき、民有地を市民の利用に供する緑地として設置管理していく。

市民緑地設置管理計画の認定基準は主に次のとおりである。

- ・市民緑地を設置する土地等の面積が 300 m²以上であること。
- ・市民緑地を設置する土地等の面積に対する緑化施設の面積の割合が 20%以上であること。
- ・市民緑地の管理期間が 5 年以上であること。

3 緑化の推進

(1) あらまし

地域の住民・企業・行政が協力し合い、緑に関する協定を設け、緑化活動を行うことによって、地域の特性を生かした個性ある美しいまちの景観・魅力が作り出される。緑と花の景観地域等を展開し、地域ぐるみの緑化を推進している。

(2) 緑と花の景観地域

まちぐるみ・地域ぐるみで民有地の緑化を推進するため、住民団体が定める緑化計画に基づき市が地域指定し、市と住民団体がそれぞれの役割分担を図りながら、緑と花にあふれたまちづくり事業を実施する。

(3) 緑地協定・緑と花の協定

ア 緑地協定

都市緑地法に基づくもので相当規模の一団の土地又は、道路・河川等に隣接する相当区間にわたる土地の所有者等が市街地の良好な環境を確保するため全員の合意を得て、締結するものである。このほか、相当規模の一団の土地で一の所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者が緑地協定を定める方法もある。この場合、土地所有者等が二以上になったときから効力が生ずることになる。

(ア) 内容

緑地協定の内容としては次の事項を定める。

- ・ 緑地協定の目的となる土地の区域
- ・ 緑化に関する事項
 - 樹木の種類、植栽場所、かき又はさくの構造など
- ・ 有効期間
 - 5年以上 30年未満の範囲で決める。
- ・ 緑地協定に違反した場合の措置
 - 緑地協定の違反者に対して原状回復を求めたり、その者の負担で協定の内容の実現を図ったりする旨をあらかじめ決めておく。

(イ) 助成内容

- ・ 緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

イ 緑と花の協定

緑地協定を補完するため、緑のまちづくり条例に定めるもので、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等又は、相当規模の中高層住宅の所有者等が、緑の保全と緑化推進に関する協定を締結するものである。

(ア) 内容

緑と花の協定の内容として次の事項を定める。

- ・ 緑と花の協定の目的となる土地の区域若しくは区間又は中高層住宅
- ・ 植栽し、又は維持保全する樹木などの種類、大きさ、数量など
- ・ 樹木等を植栽する場所

- ・有効期間
 - ・その他樹木の植栽又は維持保全に関すること
- (イ) 助成基準（緑のまちづくり条例施行細則）
- ・区域にあつては、1街区以上の面積でその面積の10分の7以上
 - ・区間にあつては、100m以上の長さでその距離の10分の7以上
 - ・中高層住宅にあつては、20戸以上の戸数でその居住者の10分の7以上
賛同者で締結する協定であり、かつその内容が次に掲げる事項の全てに該当すること
 - ・有効期間が3年以上であること。
 - ・植栽場所が、中庭など特定の者の観賞等の用に供する場所でないこと。
 - ・協定の内容が適正で、かつ、実現が期待できること。
- (ウ) 助成内容
- ・緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

(4) 緑化地域制度

一定面積以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に、緑化を義務付ける制度。都市開発等に伴い、特に民有地における緑被地の減少が著しい本市において、市域の2/3を占める民有地の緑化を推進するなど、緑の減少傾向の緩和を図り、ヒートアイランド現象の緩和等、良好な都市環境の形成を目指すため、平成20年10月31日、全国に先駆けて施行された。

本市では、都市緑地法に基づき緑化地域とすることができる区域（市街化区域）をすべて緑化地域とするとともに、そこから外れる区域（市街化調整区域）についても緑のまちづくり条例で緑化の義務を付し、市域全域を緑化規制の対象としている。緑化率の最低限度については、敷地の「建ぺい率の最高限度」に応じて規定している。

都市緑地法による緑化率規制

建ぺい率の最高限度 等	緑化率の最低限度	対象となる敷地面積
50%以下	20%	300 m ² 以上
50%を超え 60%以下	15%	300 m ² 以上
60%超	10%	500 m ² 以上

緑のまちづくり条例による緑化率規制

対 象	緑化率の最低限度	対象となる敷地面積
市街化調整区域	20%	1,000 m ² 以上

(5) 名古屋市民有地緑化助成事業（みどりの補助金）

平成21年度から「あいち森と緑づくり税（愛知県税）」を財源に、市民・事業者が行う民有地の優良な緑化工事に対して費用の一部を助成し、質の高い緑化を促進している。

ア 受付期間

4月上旬から12月下旬まで

イ 助成の対象

屋上緑化、壁面緑化、空地（地上部）緑化、駐車場緑化及び生垣設置工事における樹木・地

被類植物、客土及びかん水施設など。

ウ 助成の条件

- ・新たに緑化する面積が 80 m²以上であること
- ・緑化施設評価認定制度において、条件を満たすこと
- ・原則として、助成対象となる緑化面積 100 m²当り 1 か所以上のかん水施設を設置すること
- ・助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること

エ 助成金額

- ・助成総額は、10 万円以上 500 万円以下
- ・助成金額は、助成対象工事費の 2 分の 1 以内で条件あり

4 緑化の普及・指導

(1) あらまし

緑化の普及・啓発については、昭和40年頃から積極的な取り組みが始まり、緑にふれあう機会の提供や市民緑化活動の支援など、さまざまな事業を展開している。

(2) みどりの月間・都市緑化月間の行事

緑化思想の普及と都市緑化の推進を図るため、4月15日～5月14日はみどりの月間と定められている。また、10月は都市緑化月間と定められており、緑化功労者表彰等の各種行事を実施している。

(3) 花いっぱい運動

町を美しくする運動の一環として地域の花いっぱい運動を推進するため、各区役所に依頼し、種子をイベント等の際に市民へ配布している。これは、市民の協力を得て町を花で飾るもので、昭和39年から実施している。

(4) フラワー・ブラボー・コンクール（FBC）

学校の花いっぱい運動の一環として、学校環境美化と情操教育に資するとともに、学校花壇のコンクールを実施する。発足は昭和39年春で、名古屋市は昭和40年から参加している。

内 容 参加校に年2回(春・秋)草花種子を無償配布し、学校ごとに育成管理を行い、秋花壇のコンクール、表彰を実施している。

主 催 愛知、岐阜、三重、福井、静岡、滋賀、長野、名古屋市、同県・市教育委員会、中日新聞社

事務局 FBC実行委員会事務局（中日新聞社内）、各縣市FBC委員会
（本市：フラワー・ブラボー・コンクール名古屋市委員会）

(5) 緑の募金

町を美しくする運動の一環として、緑化思想の普及と緑のまちづくりを目的とする緑の募金を実施している。

募金区分 緑の募金協力学区内世帯 市立小中学校児童、生徒 市職員

募金期間 毎年4月1日～5月31日

(6) 名古屋緑化基金

公共施設の緑化に併せて、民有地の緑化を積極的に推進するため広く民間からの募金で基金を設立し、民有地等の緑化推進事業を図る目的で昭和58年4月から実施している。

- ・設置主体 公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・募金目標額 10億円

第5 市民等との協働

1 市民等との協働

(1) あらまし

緑の快適な空間をまちに広げるためには、市民・企業・行政の意識の共有化を図るとともに、実際の行動として市民・企業の参加を緑のまちづくりに生かしていくことが大切である。

今後は、既存の協働体制をさらに充実させていくとともに、行政と連携して効果が最大限発揮されるよう、市民・企業・行政の協働体制づくりを進める必要がある。

(2) 公園愛護会

公園がいつもきれいで、安全かつ楽しく利用できるように、名古屋市と公園周辺の地域住民とが協力して、公園管理の適正を期し、あわせて公共施設愛護精神の高揚を図っている。

(会の構成)

公園周辺の地域住民をもって構成するものとし、5人以上の賛同者があること。

(活動内容)

- ア 月1回以上の清掃又は除草
- イ 公園に関する通報
- ウ 公園の愛護に関する意識の啓発

(活動に対する助成措置)

1ヵ月1回以上の愛護活動(上記ア～ウ)をした愛護会に対して、1ヵ月当たり3,000円(年額36,000円)の報償金を交付している。

(3) 街路樹愛護会

名古屋市と地域住民が協力して街路樹等の愛護活動を行うことにより、都市の美化、公共施設愛護精神の高揚を図っている。

(会の構成)

地域住民5人以上で構成する。

(活動対象)

- ア 歩道延長がおおむね100m以上(片側)の街路樹
- イ 面積がおおむね100㎡以上の街園

(活動内容)

- ア 街路樹の保護育成
- イ 街路樹愛護思想の普及
- ウ 街路樹周辺の清掃、除草
- エ 街路樹への水やり
- オ 街路樹、街園に関する各種通報など

(活動に対する助成措置)

1ヵ月1回以上の愛護活動(上記ア～オ)をした愛護会に対して、1ヵ月当たり1,000円～3,000円(年額12,000円～36,000円)の報償金を交付している。

(4) 公園及び街路樹特定愛護会

従前の公園愛護会及び街路樹愛護会の、よりきめ細かくかつ幅広い活動を支援し、もって市民による緑のまちづくりへの積極的な貢献を図ることを目的として、平成9年度から新たに公園及び街路樹特定愛護会の制度を設けた。

(要件)

公園愛護会又は街路樹愛護会の申請に基づき、所定の要件を満たす愛護会活動を行うものとして公園特定愛護会又は街路樹特定愛護会の認定を受けて活動を行う場合。

(活動に対する助成措置)

所定の基準に基づき、公園特定愛護会については、月額4,000円～10,000円(年額48,000円～120,000円)、街路樹特定愛護会については、月額1,500円～6,000円(年額18,000円～72,000円)の報償金を交付する。

(5) 活動承認団体・緑のパートナー

【活動承認団体】

公園、街路樹、市民緑地等において、団体の自主的な企画立案により、主に掃除や除草以外の緑地保全、緑化活動を限定的に行う。

【緑のパートナー】

団体の活動内容や経験等を踏まえ、愛護会や活動承認団体のうちから厳選して認定する。

市との密接な連携と協働を前提に、公園、街路樹等において、自主的な企画立案と一定の責任分担により総合的な管理運営を行う。

緑のパートナーの認定に当たっては、緑のまちづくり活動に関する協定を締結する。

協定の内容として次の事項を定める。

- ア 活動区域
- イ 活動の目的及び内容
- ウ 活動計画書に関する事項
- エ 本市の支援に関する事項
- オ 協定の有効期間
- カ 協定違反があった場合の措置 など

(6) ふれあい“ます”花壇

街路樹の植ます内に本市が設置した花壇で、街路樹愛護会・町内会・自治会・子供会・老人会など地元団体が草花(本市提供)の植栽・維持管理を行い、道路景観の向上と市民参加による花壇づくりの推進を図っている。

(7) なごや東山の森づくり

東山公園・平和公園一帯において、東山動植物園を核に、現状のみどり豊かな環境を保全しつつ、名古屋の緑のシンボルとなるような「なごや東山の森づくり」を、市民・企業・行政の協働により推進している。平成15年度に、「なごや東山の森づくり基本構想」を策定・公表し、協働組織である「なごや東山の森づくりの会」(平成18年に緑のパートナーに認定)が市民によって設立された。

平成 16 年度より、東山公園南部において民有樹林の保全と早期供用をめざし、オアシスの森づくり事業に着手した。

平成 20 年度からは平和公園南部地区「くらしの森」において里山景観の再生をめざし、事業に着手し、平成 22 年度までに基盤整備を完了した。今後も協働による東山の森づくりをすすめ、共生型社会の実現を目指していく。

(8) なごや西の森づくり

平成 12 年度より、本市西南部に位置する戸田川緑地において、市民・企業・行政の協働のもとで、苗木を植え次世代に伝える豊かな森を育てる森づくりを推進している。これまでに企業や団体からの寄附などにより、約 63,800 本の苗木が延べ 23,200 人の方々の手によって、植樹されてきた。

平成 26 年度より、森を大きく育てていくための間伐や除草などの育樹活動を行っており、「とだがわの森 感謝祭」として年に 1 回のイベントも開催している。森の維持管理は、市と協働して森づくりを進める緑のパートナー「戸田川みどりの夢くらぶ」と活動承認団体「高年大学園芸緑友会」が定期的に行っている。

(9) 荒池なごやかファームの整備

農業センターのある荒池緑地において、ふるさとをテーマに、市民の主体的な協力を得て、良好な樹林地の保全・育成を進めるとともに、散策路などを整備している。平成 15 年度には、「荒池なごやかファーム基本構想」を策定・公表し、協働の組織である「荒池ふるさとクラブ」（平成 18 年に緑のパートナーに認定）が設立された。

また、民有樹林の保全と早期供用のため、平成 16 年度よりオアシスの森づくり事業に着手、平成 18 年度から順次、池の復元や流れ・水田・広場・トンボ池の整備などを行っている。